

## 箱根町行財政改革有識者会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、箱根町附属機関設置条例（令和元年箱根町条例第17号）第2条の規定に基づき設置された箱根町行財政改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 行財政改革に係る計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他行財政改革の推進に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、行財政改革に優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(座長)

第4条 有識者会議に座長を置き、委員のうちから町長が指名する。

- 2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

( 委任 )

第 7 条 この規則に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。